

年税第 59 号

平成 26 年 3 月 31 日

都道府県医師会

担当理事 殿

日本医師会

常任理事 今村 定臣

消費税率引き上げに伴う便乗値上げに関する照会・問合せの周知について

今般、厚生労働省医政局総務課より、別添の通り、消費税率引き上げに伴う便乗値上げに関する照会・問合せの周知の協力依頼がありましたので、貴会会員各位に周知方お願い申し上げます。

同措置法の概要につきましては、すでに、平成 26 年 1 月 15 日付都道府県医師会長宛通知文「消費税の円滑かつ適正な転嫁の確保のための消費税の転嫁を阻害する行為の是正等に関する特別措置法の遵守の徹底について」（日医発第 1029 号）にて、ご案内しておりますのでご参照ください。

[添付資料]

- 消費税率引き上げに伴う便乗値上げに関する照会・問合せの周知について（厚生労働省医政局総務課、平成 26 年 3 月 27 日）
- 参考資料 便乗値上げ（パンフレット『消費税の円滑かつ適正な転嫁のために』（内閣官房、内閣府、公正取引委員会、消費者庁、財務省）より抜粋）

事 務 連 絡
平成26年3月27日

公益社団法人 日本医師会 御中

厚生労働省医政局総務課

消費税率引上げに伴う便乗値上げに関する照会・問合せの周知について

今般、別添事務連絡のとおり、消費者庁より「消費税率引上げに伴う便乗値上げに関する照会・問合せへの対応について」（平成26年3月17日消生情第77号消費者庁次長通知）の通知がありました。

つきましては、貴職におかれましても、その趣旨についてご理解いただき、傘下会員への周知をお願い申し上げます。

なお、消費者及び事業者からの便乗値上げに関する照会・相談については、別添事務連絡のとおり、消費者庁において開設されている専用ダイヤルにお問い合わせいただきますよう、併せて、お願いいたします。

事 務 連 絡
平成26年 3月20日

業所管（部）局総務課 御中

政策統括官社会保障担当参事官室

消費税率引上げに伴う便乗値上げに関する照会・問合せの周知について

今般、消費者庁より、別添のとおり「消費税率引上げに伴う便乗値上げに関する照会・問合せへの対応について」（平成26年3月17日消生情第77号消費者庁次長通知）が通知されました。

つきましては、貴課におかれましても、所管業界及び所管独立行政法人に対して、当該通知を周知いただきますよう、お願いいたします。

なお、消費者及び事業者からの便乗値上げに関する照会・相談については、消費者庁が開設している下記の専用ダイヤルに問い合わせいただくよう、併せて周知をお願いいたします。

消費者庁便乗値上げ情報・相談窓口

専用ダイヤル 03-3507-9196

(受付時間) 平日9:00~17:00

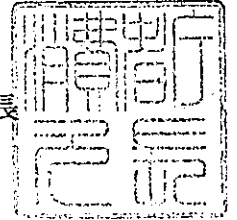
(平成26年3月、4月は土曜日も受付)



消生情第 77 号
平成 26 年 3 月 17 日

厚生労働省政策統括官 殿

消費者庁次長



消費税率引上げに伴う便乗値上げに関する照会・問合せへの対応について

消費者庁では、便乗値上げの未然防止に向けて、消費者及び事業者に対し積極的に情報提供を行い、便乗値上げ情報・相談窓口において消費者及び事業者からの照会・相談を受け付けているところですが、消費者からの照会のみならず、事業者からの相談が多くを占めています。

また、便乗値上げ情報・相談窓口には、既に消費税率引上げに伴う価格改定に関する照会・相談が多く寄せられており、その中には、消費者に便乗値上げと解される可能性がある価格改定（予定を含む。）の事例もみられます。

つきましては、これまでの照会・相談内容に多くみられた事例を踏まえ、下記の事項について、所管業界への周知を徹底されますようお願い申し上げます。

なお、消費者及び事業者からの消費者庁の上記窓口への照会・相談については、対象事業者の所管省庁へ引き続きその内容をお知らせしますので、必要に応じ事実関係の確認等適切に対応されるよう要請します。

記

1. これまで税込価格 A 円の商品の価格を税抜価格 A 円とする場合（例：税込価格 1,000 円→税抜価格 1,000 円）

これまで税込価格 A 円の商品の価格を税抜価格 A 円とすることは、当該商品の本体価格の約 5% の値上げを意味するものと考えられ、仮にこれが消費税率引上げに乗じた本体価格値上げであるならば、便乗値上げに当たる可能性があります。

一方で、本体価格の値上げが、当該商品の需給バランス、原材料価格の動向、商品の特性等により合理的に説明できるのであれば、便乗値上げには該当しないと考えられますが、その場合には、本体価格値上げの時期が消費税率引上げの時期に近接していることから、消費者から、消費税率の引上げを

理由とした便乗値上げであると誤解される可能性があるため、事業者には、本体価格値上げの要因に関する丁寧な説明が求められます。

2. 平成 26 年 4 月 1 日又は 4 月 2 日以降において、消費税率引上げとは別途の理由で、本体価格を値上げする場合

本体価格の値上げが、当該商品の需給バランス、原材料価格の動向、商品の特性等により合理的に説明できるのであれば、便乗値上げには該当しないと考えられますが、その場合には、消費者に対して、本体価格の値上げが合理的な理由によるものであることを理解してもらうことが必要であり、事業者には、それに向けた丁寧な説明が求められます。

3. 端数処理により個々の商品・サービスでは消費税率上昇幅を超えた値上げとなる場合

端数処理において、取引慣行や利用者の便宜等を考慮し、10 円単位等で商品やサービスの税込価格を設定する場合、その端数処理の単位によっては、例えば、あるものについては据置きとする一方、あるものについては 3% を超える値上げとなっても、事業全体として税率変更に見合った適正な転嫁を行っていただければ、便乗値上げには該当しません。

なお、事業者には、そのような端数処理を行う合理的な理由及び事業全体で適正な転嫁を行っていることについて、消費者に対する丁寧な説明が求められます。

以上

7 便乗値上げ



便乗値上げは、いけません。

～消費者の生活に好ましくない影響を与えることが懸念されます。～

便乗値上げとは

今回の消費税率の引上げに当たっては、個々の商品やサービスの価格が、新たな税負担に見合った幅で上昇することが見込まれています。したがって、事業者が、他に合理的な理由がないにもかかわらず、税率の上昇に見合った幅以上の値上げをする場合、それは便乗上げである可能性があります。

ただし、一般に、個々の商品などの価格は、自由競争の下で市場条件を反映して決定されるものであるため、実際にどのような場合に便乗値上げに該当するのかを判断するに当たっては、それが税負担の変化による上昇幅を超えているかという点のほか、商品などの特性、需給の動向やコストの変動など、種々の要因を総合的に勘案する必要があります。

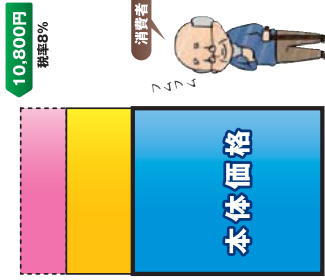
ちなみに、課税される商品やサービスについて、本体価格が全く変わらなければ、消費税率の引上げなどが行われた後の価格は、総額表示（税込価格）の場合、税抜価格の場合で、それぞれ次のようになると考えられます。



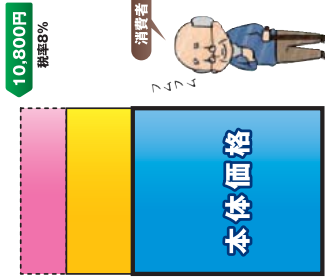
1万円の商品・サービスの値上げについて

(※) 本体価格は、消費税率の引上げ後も従前と変わらないものとします。

1 総額表示(税込価格)で1万円と表示されている場合



2 税抜価格で1万円と表示されている場合

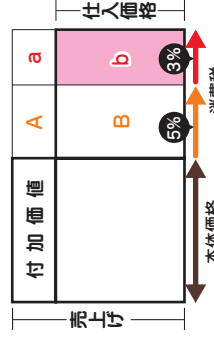


1 課税事業者



消費税率の引上げに伴い、課税事業者では、**a + b**の値上げが行われます。
納税義務者として、Aに加えて新たに**a**の納税を行う。
Dについては仕入価格の上昇として負担。

2 免税事業者



消費税率の引上げに伴い、免税事業者では、仕入価格が高く、**a + b**の値上げが行われます。
aの納税を行う必要がないので、**a + b**の値上げは予定されいない。

便乗値上げのように見えて、便乗値上げに当たらないもの1 ～事業全体で適正な転嫁をしている場合～

ある特定の商品やサービスにつき、他に特段の理由がないにもかかわらず、本体価格の3%を超える値上げが行われた場合、その商品やサービスだけを見ると、便乗値上げのように思われますが、その事業者が、事業全体として税率変更に見合った適正な転嫁をしていれば、便乗値上げには当たりません。

【端数処理】

各種の運賃など、取引慣行や利用者の便宜などを考慮して10円単位で税込価格が設定されているもの場合、あるものについては据置きとする反面、あるものについては3%を超える値上げとすることがあります。

事業全体として適正な転嫁を行っている場合の例

区分	150円	150円	150円	据置き
区分A (85万人利用)	150円	150円	150円	(引上げ率=0.00%)
区分B (75万人利用)	180円	180円	190円	10円引上げ (引上げ率=5.56%)
事業全体の売上げ	262.5 (百万円)	270.0 (百万円)	270.0 (百万円)	増加率=2.85%

※上記の事例は、実際の運賃などとは関係ありません。

理論的には、総額表示(内税)の商品について本体価格が一定である場合、税率が5%から8%に引き上げられることにより、**(108-105)/105=2.85%**の値上げが予想されます。

したがって、左の事業者の例では、事業全体として売上げ増が理論値と一致していることから、区分Bについて5.56%の引上げがあることをもって便乗値上げであるとは言えません。

便乗値上げのように見えて、便乗値上げに当たらないもの2 ～免税事業者が仕入価格に含まれる税額を転嫁する場合～

免税事業者が消費税率の引上げに際して値上げをする場合、一見便乗値上げではないかと思われますが、免税事業者であっても、その仕入価格には消費税が含まれていることから、これに相当する額を価格に転嫁することは便乗値上げに当たりません。

免税事業者が仕入価格に含まれる税額を転嫁する場合について

7 便乗値上げ

7 便乗値上げ 消費者庁消費生活情報課 03-3507-8800(代表)